



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 3
- 非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 4
- 沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 9

議会事項

- 沖縄県議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程…………… 10
- 沖縄県議会事務局会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程…………… 10
- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令…………… 10
- 沖縄県議会事務局一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令…………… 12

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 金 城 武

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「企業職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第4条第4項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」を「地公法」に、「地公法第28条の6第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 金 城 武

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員安全衛生管理規程（昭和60年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に、「第19条—第23条」を「第20条—第28条」に、「第24条—第27条」を「第29条—第32条」に、「第28条—第33条」を「第33条—第38条」に、「第34条—第36条」を「第39条—第41条」に改める。

第2条第4号中「総務企画課長」を「課長」に改める。

第36条を第41条とし、第35条を第40条とし、第34条を第39条とする。

第33条中「第28条」を「第33条」に改め、第5章中同条を第38条とし、第32条を第37条とし、第31条を第36条とし、第30条を第35条とする。

第29条中「第25条第1項」を「第30条第1項」に、「第26条」を「第31条」に、「第27条第2項」を「第32条第2項」に改め、同条を第34条とし、第28条を第33条とする。

第27条中「第17号様式」を「第12号様式」に改め、第4章中同条を第32条とする。

第26条中「第14号様式」を「第9号様式」に改め、同条第1号中「第15号様式」を「第10号様式」に改め、同条第2号中「第16号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第31条とする。

第25条第1項中「第22条第4項の報告又は」を削り、同条を第30条とする。

第24条中「第9号様式」を「第4号様式」に改め、同条第1号中「第10号様式」を「第5号様式」に、「第11号様式」を「第6号様式」に改め、同条第2号中「第12号様式」を「第7号様式」に、「第13号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第29条とする。

第23条第1項中「(第8号様式)」を削り、「これを」の次に「関係法令に定める期間」を加え、同条第2項中「職員が異動により他の所属長(以下この項において「新所属長」という。)に属することとなった」を「所属職員に異動のあった」に、「新所属長に回付」を「遅滞なく異動先の所属長に送付」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の健康診断個人票の様式については、別に定める。

第3章中第23条を第26条とし、同条の次に次の2条を加える。

(個人情報の保護)

第27条 所属長は、総括安全衛生管理者又は産業保健業務従事者が職務に必要とする場合を除き、健康診断個人票を本人以外の者に関連させ、又は提供してはならない。

2 前項の産業保健業務従事者は、次に掲げる者とする。

- (1) 産業医
- (2) 衛生管理者
- (3) 保健師等
- (4) 職員の健康安全管理業務に従事する者
(保健指導)

第28条 総括安全管理者は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、産業医又は保健師等による保健指導を行うものとする。

2 職員は、第23条第2項の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

第22条第1項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「その結果を健康診断判定基準(別表第2)により判定し、必要な事項を付して」を「健康診断の結果を判定し、」に改め、同条第2項中「健康診断結果通知書(第5号様式)により当該職員に通知するとともに、必要に応じて健康管理指示書(第6号様式)により適切な指示を与え」を「健康診断の結果を職員に通知し」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第23条とし、同条の次に次の2条を加える。

(健康管理指導区分の決定)

第24条 産業医は、健康診断の結果に基づき、別表第2に定める健康管理指導区分を職員ごとに決定し、その内容を所属長に通知しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により通知を受けたときは、健康管理指示書(第3号様式)によりその内容を職員に通知しなければならない。

(事後措置)

第25条 所属長は、前条第1項の規定により通知を受けたときは、別表第2に定める健康管理指導区分に応ずる事後措置の基準に従い、職員の健康管理について適切な措置をとらなければならない。

第21条第1項中「職員は」の次に「、指定された日時及び場所において」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該健康診断を受けることを希望しないとき、又はやむを得ない事由により受けることができないときは、他の医師が行う当該健康診断の検査項目を満たす健康診断の結果を証する書面を所属長に提出することにより、当該健康診断に代えることができる。

第21条第2項を次のように改める。

2 所属長は、職員が指定された期日に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

第21条第3項を削り、同条を第22条とする。

第20条第3項中「周知させ」を「周知し」に改め、同条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条中「第11条」を「第12条」に改め、第2章中同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第9条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の2を第9条とする。

別表第1中「20条」を「第21条」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第24条、第25条関係）

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分	内容		
就業区分	A	就業制限なし（通常業務でよいもの）	
	B	就業制限（勤務に制限を加える必要のあるもの）	勤務による負荷を軽減するため、勤務時間の短縮、出張の制限、時間外勤務の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更等の措置を講ずる。
	C	要休業（勤務を休む必要のあるもの）	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講ずる。
医療区分	1	医療行為を必要としないもの	
	2	医療行為を必要とするもの	医療機関により適正な治療、検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を受けさせる。

第1号様式中「第10条」を「第9条、第11条」に改める。

第2号様式中「第12条」を「第13条」に改める。

第3号様式から第5号様式までを削る。

第6号様式中「第22条」を「第23条」に改め、同様式を第3号様式とする。

第7号様式及び第8号様式を削る。

第9号様式中「第24条」を「第29条」に改め、同様式を第4号様式とする。

第10号様式中「第24条」を「第29条」に改め、同様式を第5号様式とする。

第11号様式中「第24条、第26条」を「第29条、第31条」に改め、同様式を第6号様式とする。

第12号様式中「第24条」を「第29条」に改め、同様式を第7号様式とする。

第13号様式中「第24条」を「第29条」に改め、同様式を第8号様式とする。

第14号様式中「第26条」を「第31条」に改め、同様式を第9号様式とする。

第15号様式中「第26条」を「第31条」に改め、同様式を第10号様式とする。

第16号様式中「第26条」を「第31条」に改め、同様式を第11号様式とする。

第17号様式中「第27条」を「第32条」に改め、同様式を第12号様式とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後改正後の第24条の規定により職員の健康管理指導区分が決定されるまでの間における当該職員に係る事後措置については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の規定によりなされた措置その他の行為は、改正後の沖縄県企業局職員安全衛生管理規程の相当する規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金 城 武

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局自家用電気工作物保安規程（平成4年沖縄県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業施設の新設及び改良（小規模な事業を除く。）に係る調査設計及び施工管理に関する事。 2 工業用水道事業施設の新設及び改良（小規模な事業を除く。）に係る調査設計及び施工管理に関する事。 3 工事の執行計画に関する事。 4 電気工作物の保安に関する事。 5 電気工作物の保安業務の総括に関する事。 6 保安委員会の庶務に関する事。
久志浄水管理事務所 石川浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所 西原浄水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する取水導水、浄水、送配水施設等の管理運営に関する事。 2 所管する水道事業及び工業用水道事業施設の維持管理に関する事。 3 所管する水道事業施設の改良（小規模な事業に限る。）、工業用水道事業施設の新設及び改良（小規模な事業に限る。）に係る調査設計及び施工管理に関する事。 4 所管する電気工作物の改良工事に係る設計審査に関する事。 5 所管する電気工作物の維持管理、運用及び保安に関する事。 6 電気工作物の保安に係る教育及び訓練に関する事。

を

建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道事業施設の新設及び改良（小規模な事業を除く。）に係る調査設計及び施工管理に関する事。 2 工業用水道事業施設の新設及び改良（小規模な事業を除く。）に係る調査設計及び施工管理に関する事。 3 工事の執行計画に関する事。 4 電気工作物の保安に関する事。
久志浄水管理事務所 石川浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所 西原浄水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する取水導水、浄水、送配水施設等の管理運営に関する事。 2 所管する水道事業及び工業用水道事業施設の維持管理に関する事。 3 所管する水道事業施設の改良（小規模な事業に限る。）、工業用水道事業施設の新設及び改良（小規模な事業に限る。）に係る調査設計及び施工管理に関する事。 4 所管する電気工作物の改良工事に係る設計審査に関する事。 5 所管する電気工作物の維持管理、運用及び保安に関する事。 6 電気工作物の保安に係る教育及び訓練に関する事。 7 電気工作物の保安業務の総括に関する事（石川浄水管理事務所に限る。）。 8 電気保安委員会の庶務に関する事（石川浄水管理事務所に限る。）。

に

改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第3号

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金 城 武

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次

のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程

本則（第1条、第6条及び第7条を除く。）中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この訓令は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の職の設置、給与、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条を削る。

第2条の2中「左欄」を「職欄」に、「中欄」を「職務内容欄」に改め、同条を第2条とする。

第3条及び第4条を削る。

第5条第2項を削り、同条を第3条とする。

第6条第1項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「、非常勤職員」を「、会計年度任用職員」に、「非常勤職員任用申請書」を「会計年度任用職員任用申請書」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とし、同条を第4条とする。

第7条の見出し中「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に改め、同条中「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に、「、非常勤職員」を「、会計年度任用職員」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（報酬）

第6条 会計年度任用職員の報酬は、時間額で支給するものとし、その額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の規定の適用を受ける職員（以下「常勤の職員」という。）に適用される給料表（同規程第4条第1項第1号に掲げる給料表をいう。）に掲げる当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の給料月額を計算の基礎として、常勤の職員との権衡を考慮して会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「人事委員会規則」という。）で定める基準に従い算定された額とする。

2 前項に規定する計算の基礎とする給料月額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の直近上位の職務の級の最低の号給の額を超えないものとする。

3 会計年度任用職員には、第1項に定めるもののほか、人事委員会規則で定めるところにより、常勤の職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

4 報酬基礎額を算定するための給料表の種類及び職務の級は、別表第1に掲げるとおりとする。

（報酬の支給方法等）

第7条 会計年度任用職員の報酬の支給日は、その月の翌日10日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）第10条に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した報酬の額をその都度支給することができる。

2 会計年度任用職員が死亡したときは、その日まで、報酬を支給する。

3 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の報酬の額（前条第3項に規定する手当に相当する額を除く。）は、報酬の時間額にその月において勤務した時間数を乗じて得た額とする。

4 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬の支給方法等については、常勤の職員の例による。

第8条から第10条までを次のように改める。

（期末手当）

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び人事委員会規則で定める任用の期間を合算した期間が6箇月以上ある職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲において人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以

- 内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。
- 4 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）第27条の2及び第27条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。
- （費用弁償）
- 第9条** 会計年度任用職員が、通勤（勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。次項において同じ。）する場合に、その往復に要する費用（次項及び第3項において「通勤費用相当額」という。）を費用弁償として支給する。
- 2 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じ、支給する。ただし、徒歩により通勤した場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員（交通機関等（交通機関又は有料の道路をいう。以下同じ。）を利用し、又は自動車等（自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認める職員を除く。）を除く。
- (1) 通勤のため交通機関を利用してその費用を負担することを常例とする者（第3号に掲げる者を除く。） 普通交通機関等（高速自動車国道、その他の交通機関等以外の交通期間等をいう。以下同じ。）の利用区間に係る通用期間1箇月の通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の価額又は平均1箇月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の価額のうち最も低廉となる額（その額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額）を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額
 - (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。） 通勤距離を考慮して1,900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 会計年度任用職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額（これらの額の合計額に平均1箇月当たりの通勤所要回数に乗じて得た額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額2分の1を55,000円に加算した額を平均1箇月当たりの通勤所要回数で除して得た額）
 - イ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額
 - ウ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 同号に定める額。
- 3 前2項の規定により費用弁償の支給を受ける会計年度任用職員が、往路又は帰路につき、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額に2分の1を乗じて得た額（往路及び帰路のいずれにおいても交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額）を減額して費用弁償を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、沖縄県企業職員等の旅費規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第8号）の規定の適用を受ける職員の旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

5 人事委員会規則第17条及び第18条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(報酬及び期末手当の口座振込み)

第10条 報酬及び期末手当は、会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

第10条の2から第12条までを削る。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員が勤務時間の全部又は一部について勤務公署外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いとき（職務の性質上その遂行の方法を大幅に当該職務に従事する職員の裁量に委ねる必要があるため、当該職務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し所属長が具体的な指示をすることが困難な場合として管理者が定める場合に限る。）は、当該職員について定められた勤務時間勤務したものとみなす。

第13条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

(休憩時間)

第12条 会計年度任用職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の4の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

第14条を削る。

第15条（見出しを含む。）中「年次有給休暇」を「年次休暇」に改め、同条を第14条とする。

第16条の見出し中「年次有給休暇」を「年次休暇」に改め、同条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第2号中「その他の」を「その他」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内
第16条第8号中「別表第3死亡した者の欄に掲げる」を「別表第2の左欄に掲げる死亡した者の」に、「同表日数欄」を「同表の右欄」に改め、同条に次の2号を加え、同条を第15条とする。

(9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間

(10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間

第17条第1項第3号中「生児」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）」に改め、同項第4号中「並びに民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者」を削り、同項第5号中「イ、」を削り、同号ア中「父母、子（配偶者の子を含む。以下同じ。）」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」、父母、子」に改め、同項第6号中「指定する期間（以下）」を「所属長が指定する期間（以下この号及び次号において）」に改め、同号ア中「勤務日」を「勤務日数」に改め、同号イ中「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」を「管理者が任命する職」に改め、同号ウ中「特定職」を「管理者が任命する職」に改め、同項第7号中「1日につき定められた」を「1日につき

所属長の定める」に改め、同号ア中「勤務日」を「勤務日数」に改め、同号イを次のように改める。

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

第17条第1項第7号ウ中「特定職」を「管理者が任命する職」に改め、同項に次の1号を加える。

(13) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

第17条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第17条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第16条とする。

2 管理者が任命する職（会計年度任用職員を除く。）にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。

第18条から第20条までを削り、第21条を第17条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条、第6条関係）

職	職務内容	給料表の種類	職務の級
事務補助	補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
契約業務員	工事等の公告、入札、契約等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
情報化推進業務員	ホームページ掲載コンテンツの作成、編集等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
用地事務業務員	用地の取得、使用等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
図面管理等業務員	竣工図面の管理、占用手続、量水器の検針等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
物品管理業務員	資材倉庫の物品管理、資材管理、保管等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
財産管理業務員	固定資産の保全管理等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
施設管理業務員	水道施設の維持管理、運転管理等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級
海水淡水化センター案内員	海水淡水化センターの案内等に関する補助的又は定型的な業務に従事する。	企業職給料表	1級

別表第2（第15条関係）

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）

父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。別表第3を削る。

第1号様式中「第6条関係」を「第4条関係」に改める。

第2号様式中「第6条関係」を「第4条関係」に、「非常勤職員任用申請書」を「会計年度任用職員任用申請書」に、「非常勤職員の」を「会計年度任用職員の」に改める。

第3号様式中「第7条関係」を「第5条関係」に、「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に改める。

第4号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第4号

沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 金 城 武

沖縄県企業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県企業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第20条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「平成 年度」を「 年度」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第3号様式中「平成 年度人事評価結果通知書」を「 年度人事評価結果通知書」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に改める。

第4号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

第5号様式及び第6号様式中「平成 年4月1日から平成 年3月31日まで」を

「 年4月1日から 年3月31日まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

議 会 事 項

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)

第2条 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。

職	給料表の種類	職務の級
事務補助	行政職給料表	1級
議会庁舎庁務員	行政職給料表	1級
議会運營業務員	行政職給料表	1級
議会図書室業務員	行政職給料表	1級

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第2号

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程

会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。）の任用、勤務時間その他の勤務条件については、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第3号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」を「又は」に改める。

第3条第1項第8号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同項第32号を同項第33号とし、同項第31号の次に次の1号を加える。

(32) 各派代表者会に関すること（他課の所管するものを除く。）。

第3条第2項第1号中「本会議」の次に「の運営」を加え、同項第2号中「議会運営委員会」の次に「の

運営」を加え、同項第6号中「、編さん」を削り、同項第7号中「本会議の速記」を「本会議等の記録」に改め、同項第9号中「会議録」を「会議録等」に改め、同項第11号中「本会議」の次に「及び議会運営委員会」を加え、同項に次の1号を加える。

(12) 各派代表者会に関する事（他課の所管するものを除く。）。

第3条第3項各号を次のように改める。

- (1) 議員提出政策条例案の作成補助、調査、研究及び連絡調整に関する事。
- (2) 県政、諸法令その他国、都道府県の諸施策等の調査及び研究に関する事。
- (3) 議会制度の調査及び研究に関する事。
- (4) 議会改革推進会議に関する事。
- (5) 議会及び事務局関連の条例、規則等の制定及び改廃の審査に関する事。
- (6) 特命事項の調査及び研究に関する事。
- (7) 議員からの依頼調査に関する事。
- (8) 調査及び広報に係る調整会議に関する事。
- (9) 議会に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関する事。
- (10) 全国都道府県議会議長会、九州各県議会議長会等に関する事。
- (11) 国、他都道府県等からの照会等に関する事（他課の所管するものを除く。）。
- (12) 議会ホームページの管理等、本会議及び委員会のインターネット中継その他の議会の広報に関する事。
- (13) 図書室の管理運営に関する事。
- (14) 図書及び資料目録（データベースを含む。）の整備に関する事。
- (15) 図書室関係資料の編集及び発行に関する事。
- (16) 国会図書館その他の関係団体及び関係機関との連絡及び協力に関する事。
- (17) 常任委員会及び特別委員会の運営に関する事。
- (18) 議案、請願、陳情、意見書等の調査に関する事。
- (19) 委員会関係の資料及び情報の収集、整理及び提供に関する事。
- (20) 委員会記録に関する事。
- (21) 委員会記録等のホームページ発信に関する事。
- (22) 委員会関係資料の編集、発行等に関する事。
- (23) 第17号から前号までに規定するもののほか、常任委員会及び特別委員会に関する事。
- (24) 各派代表者会に関する事（他課の所管するものを除く。）。

第6条を削る。

第5条中「事務局長は、前2条」を「局長は、第3条及び前条」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「及び班」を「、班及び室」に、「主管課長」を「各課長」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（職の設置及び職務）

第4条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）のほか書記その他の職員を置く。

- 2 局長は、議長の命を受け議会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
- 3 書記その他の職員の職として次の表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
次長	局長の職務を補佐する。
参事	事務局の特定重要事項を処理する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副参事	課の特定重要事項を処理し、職員の担任する事務を整理する。
課長補佐	課長の職務を補佐する。
秘書室長	秘書室の事務を掌理する。

主幹	課の特定事項を処理する。
主査	課の特定事務を分掌する。
主任技師	事務局の技術に関する事務を処理する。
副主査	課の担任業務を分掌する。
主任	事務又は技術に関する一般的業務を分掌する。
主事	一般的な事務を処理する。
速記士	記録事務を処理する。
技師	一般的な技術に関する事項を処理する。
運転士	公用車の運転及び整備作業に従事する。

4 前項に定める職のほか必要があるときは、別の職を置くことができる。
別表第1第9号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第4号

沖縄県議会事務局一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

沖縄県議会事務局一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県議会事務局会計年度任用職員の職の設置に関する規程

第1条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条を削る。

第3条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「職務内容は」の次に「同表の」を加え、同条を第2条とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---